

## 土地の先買いについて

東京都市計画防災街区整備事業 東向島二丁目 22 番地区防災街区整備事業について適用される、都市計画法第 5 7 条による土地の先買いの公告を令和 4 年 5 月 6 日に行いました。土地の先買いの内容は次のとおりです。

### 1 届出が必要な期間

令和 4 年 5 月 1 7 日以降に行われる、土地の有償譲渡

### 2 届出が必要な土地

東京都市計画防災街区整備事業 東向島二丁目 22 番地区防災街区整備事業の施行区域内にある土地。

### 3 届出が必要な者

2 の土地を有償で譲り渡そうとする者（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする者を除きます。）

### 4 届出事項（届出用紙がありますので、それに必要事項を記入して提出してください。）

（1）有償で譲り渡そうとする土地

（2）その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価の基準として金銭に見積もった額）

（3）譲り渡そうとする相手方

（4）当該土地に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所

（5）当該土地に建築物その他の工作物があるときは、当該工作物並びに当該工作物つき所有権を有する者の氏名及び住所

### 5 届出及び提出先

届出は墨田区長宛となりますが、提出先は、都市計画部防災まちづくり課になります。

### 6 届出以降の流れ

（1）届出があった後 3 0 日以内に墨田区長が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、墨田区長と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。

（2）届出をした者は、届出後 3 0 日間は、その土地を譲り渡すことができません。なお、届出後 3 0 日以内に墨田区長から届出に係る土地を買い取らない旨の通知があったときは、その時までその土地を譲り渡すことができません。

7 問い合わせ先等

墨田区都市計画部防災まちづくり課  
東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
電話03-5608-6268

8 流れ図

いままでの説明を図にすると、下記のようになります。

